

# 公認心理師

## 国家資格「公認心理師」受験資格取得について

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 資格の趣旨                | <p>「公認心理師」とは、心の健康に関する専門家として、心理に関する支援や観察、分析に関する業務を、保健医療、福祉、教育、司法、産業等の主要5分野において行う国家資格である。資格についての詳細な情報は、厚生労働省および日本心理研修センターのホームページを参照すること。</p>  |
| 2. 資格取得の流れ              | <p>大学在学期間中に省令で定められた科目を修めた後、大学院博士課程前期課程（修士課程）において在学期間中に省令に定められた科目を修めること、あるいは国が認定した機関において省令で定められた期間の実務経験等を行うことのいずれかにより、国家試験の受験資格が認められる。国家試験に合格することで資格を得る。</p> <p>大学および大学院では、在学期間中に定められた科目を修めなければならない。卒業等で在学期間を終えた後に、本学あるいは他大学の科目を修めても、定められた科目を修めたとは見なされない。</p>  |
| 3. 大学院在学期間における受験資格取得の方法 | <p>【2017年度以前入学者】</p> <p>受験資格を取得するためには、省令で定められた科目の単位を全て修得することが必須である。なお、法令が施行された2017年9月15日より前に大学院に入学した者は、経過措置対象となる。経過措置の科目の読み替えについては、現代心理学部HP「公認心理師受験資格確認・証明書発行」を参照すること。</p> <p>【2018年度以降入学者】</p> <p>受験資格を取得するためには、大学在学期間中に省令で定められた科目を修めた後、省令で定められた科目の単位を全て修得することが必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各要件科目について、A.心理実践科目については、①から⑨を1科目ずつ単位を修得する必要がある。各要件科目に対して2科目以上の単位を修めても、必要な科目数として計上されない（例えば①保健医療分野に関する理論と支援の展開において、精神医学特論と心身医学特論の2科目の単位を修得しても、1科目として数える）。B.実習科目については、心理実践実習1-4まですべての単位を修得する必要がある。</li> <li>公認心理師要件科目と臨床心理士要件科目の読み替えについては、現代心理学研究科臨床心理学専攻 R Guideの臨床心理士「臨床心理士資格科目と公認心理師資格科目の読み替え」の表を参照すること。</li> </ul> |

〔2018年度以降入学者〕公認心理師受験資格科目と大学院開講科目の対応		
公認心理師受験資格科目	大学院開講科目	備考
A. 心理実践科目		
①保健医療分野に関する理論と支援の展開	・精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） ・心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	隔年開講
②福祉分野に関する理論と支援の展開	・障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開） ・発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	
③教育分野に関する理論と支援の展開	・臨床心理学特殊研究5（教育分野に関する理論と支援の展開）	
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	・社会病理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	・産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	・臨床心理査定演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	
⑦心理支援に関する理論と実践	・臨床心理面接特論1（心理支援に関する理論と実践）	
⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	・コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	
⑨心の健康教育に関する理論と実践	・心の健康教育に関する理論と実践	
B. 実習科目		
⑩心理実践実習（450時間以上）	心理実践実習1（基礎） 臨床心理実習1（心理実践実習2） 心理実践実習3 心理実践実習4	臨床心理実習1（心理実践実習2）は、臨床心理士科目の臨床心理実習1と読み替える。